

会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(元請の下請代金支払適正化等) 第6条 元請は、下請契約により定められた事項を適正に履行し、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。 (1)～(6) (略) (7) 手形期間は60日以内でできる限り短い期間とするよう努めること。 (法第24条の6第3項) (8) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。(法第24条の<u>6</u>第3項) (9)・(10) (略) 様式第1号(略)	(元請の下請代金支払適正化等) 第6条 元請は、下請契約により定められた事項を適正に履行し、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。 (1)～(6) (略) (7) 手形期間は90日以内でできる限り短い期間とするよう努めること。なお、事情がある場合であっても120日を超えないようにすること。(法第24条の5第3項) (8) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。(法第24条の<u>5</u>第3項) (9)・(10) (略) 様式第1号(略)

改正後

様式第2号（第9条関係）

下請工事完了後チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)
商号・名称
代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称	
-----------------	--

	項 目	は	い	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。			
2	完成検査は、下請からの完成通知後20日以内に実施した。			
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。			
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときから1か月以内に行った。 ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。			
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は60日以内とした。			
6	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。			
7	その他、法令や会津美里町元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。			

〔記入上の注意〕

1 町発注工事に係る全ての下請契約（※1）について、各々の元請（※2）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。

2 町から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る本チェックリストを取りまとめた上、下請負報告書提出時に町に提出すること。

3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

~~~~~

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「各々の元請」には町から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

~~~~~

様式第3号～参考様式第2号(略)

改正前

様式第2号（第9条関係）

下請工事完了後チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)
商号・名称
代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称	
-----------------	--

	項 目	は	い	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。			
2	完成検査は、下請からの完成通知後20日以内に実施した。			
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。			
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときから1か月以内に行った。 ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。			
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は90日以内は90日以内（事情がある場合でも120日以内）とした。	90日以内		
		120日以内		
6	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。			
7	その他、法令や会津美里町元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。			

〔記入上の注意〕

1 町発注工事に係る全ての下請契約（※1）について、各々の元請（※2）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。

2 町から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る本チェックリストを取りまとめた上、下請負報告書提出時に町に提出すること。

3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

~~~~~

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「各々の元請」には町から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

~~~~~

様式第3号～参考様式第2号(略)

改正後										改正前											
参考様式第3号の1（第10条関係）（施工体制台帳）																					
年 月 日										年 月 日											
施 工 体 制 台 帳										施 工 体 制 台 帳											
〔会 社 名〕										〔会 社 名〕											
〔事業所名〕										〔事業所名〕											
建 設 業 の 許 可		許 可 業 種		許 可 番 号				許可（更新）年月日		建 設 業 の 許 可		許 可 業 種		許 可 番 号				許可（更新）年月日			
		工事業		大臣 特定		第 号		年 月 日				工事業		大臣 特定		第 号		年 月 日			
				知事 一般		第 号		年 月 日						知事 一般		第 号		年 月 日			
工 事 番 号		第 号																			
工 事 名 称 及 工 事 内 容																					
発 注 者 名 及 住 所		〒																			
工 期		自 至		年 月 日		契 約 日		年 月 日													
契 約 所 営 業 所		区 分		名 称						住 所											
		元 請 契 約																			
		下 請 契 約																			
健康保険等の 加入状況		保険加入の 有無 ⁴		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等の 加入状況		健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
				加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外				加入 未加入 適用除外									
		区分		営業所の名称 ⁵		健康保険 ⁶		厚生年金保険 ⁷		雇用保険 ⁸		区分		営業所の名称 ⁵		健康保険 ⁶		厚生年金保険 ⁷		雇用保険 ⁸	
		元請契約										元請契約									
		下請契約										下請契約									
発 注 者 の 監 督 員 名						権限及び意見 申 出 方 法															
監 督 員 名						権限及び意見 申 出 方 法															
現 代 理 人 名						権限及び意見 申 出 方 法															
監理技術者名 主任技術者名		専 任 非専任				資 格 内 容															
専 門 技 術 者 名						専 門 技 術 者 名															
職 務 内 容						職 務 内 容															
担 当 工事内容						担 当 工事内容															
外国人建設就労者の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無															

参考様式第3号の1（第10条関係）（施工体制台帳）																					
年 月 日										年 月 日											
施 工 体 制 台 帳										施 工 体 制 台 帳											
〔会 社 名〕										〔会 社 名〕											
〔事業所名〕										〔事業所名〕											
建 設 業 の 許 可		許 可 業 種		許 可 番 号				許可（更新）年月日		建 設 業 の 許 可		許 可 業 種		許 可 番 号				許可（更新）年月日			
		工事業		大臣 特定		第 号		年 月 日				工事業		大臣 特定		第 号		年 月 日			
				知事 一般		第 号		年 月 日						知事 一般		第 号		年 月 日			
工 事 番 号		第 号																			
工 事 名 称 及 工 事 内 容																					
発 注 者 名 及 住 所		〒																			
工 期		自 至		年 月 日		契 約 日		年 月 日													
契 約 所 営 業 所		区 分		名 称						住 所											
		元 請 契 約																			
		下 請 契 約																			
健康保険等の 加入状況		保険加入の 有無 ⁴		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等の 加入状況		健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
				加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外				加入 未加入 適用除外									
		区 分		営業所の名称 ⁵		健康保険 ⁶		厚生年金保険 ⁷		雇用保険 ⁸		区 分		営業所の名称 ⁵		健康保険 ⁶		厚生年金保険 ⁷		雇用保険 ⁸	
		元請契約										元請契約									
		下請契約										下請契約									
発 注 者 の 監 督 員 名						権限及び意見 申 出 方 法															
監 督 員 名						権限及び意見 申 出 方 法															
現 代 理 人 名						権限及び意見 申 出 方 法															
監理技術者名 主任技術者名		専 任 非専任				資 格 内 容															
専 門 技 術 者 名						専 門 技 術 者 名															
職 務 内 容						職 務 内 容															
担 当 工事内容						担 当 工事内容															
外国人建設就労者の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無															

改正後	改正前
(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 【元請業者の健康保険等の加入状況について】 4 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。 5 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載する。 6 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。 7 事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。 8 労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。 ※ 5～8 については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載する。 [注意事項] 1 全ての下請(2次下請以降も含む。)について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写し並びに工事担当技術者台帳(参考様式第4号)を添付すること。 2 施工体制台帳は、建設業法施行規則第14条の2に規定する記載事項を満たすものであれば、様式は問わない。 ただし、下請契約ごとに、必ず契約金額及び法定福利費の額を記入すること。 3 監理技術者、主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、雇用保険被保険者証、<u>標準報酬決定通知書</u>など) 4 記載の対象は建設工事であるため、建設工事以外の契約(資材購入、機器賃貸、運送など)については記載不要。 参考様式第3号の2～参考様式第5号(略)	(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 【元請業者の健康保険等の加入状況について】 4 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。 5 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載する。 6 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。 7 事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。 8 労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。 ※ 5～8 については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載する。 [注意事項] 1 全ての下請(2次下請以降も含む。)について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写し並びに工事担当技術者台帳(参考様式第4号)を添付すること。 2 施工体制台帳は、建設業法施行規則第14条の2に規定する記載事項を満たすものであれば、様式は問わない。 ただし、下請契約ごとに、必ず契約金額及び法定福利費の額を記入すること。 3 監理技術者、主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。 ①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、<u>健康保険証</u>など) 4 記載の対象は建設工事であるため、建設工事以外の契約(資材購入、機器賃貸、運送など)については記載不要。 参考様式第3号の2～参考様式第5号(略)

改正後	改正前																																																																
参考様式第 6 号（第10条関係）（施工体制台帳確認事項） 施工体制台帳チェックリスト 1 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第 1 4 条の 2） <table> <tr> <th>確認事項</th><th>チェック</th></tr> <tr><td>(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>(2) 建設工事の名称、内容及び工期</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格</td><td></td></tr> <tr><td>(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期</td><td></td></tr> <tr><td>(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）</td><td></td></tr> <tr><td>(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別</td><td></td></tr> <tr><td>(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格</td><td></td></tr> <tr><td>(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地</td><td></td></tr> </table>	確認事項	チェック	(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		(2) 建設工事の名称、内容及び工期		(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）		(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）		(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格		(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）		(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）		(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		参考様式第 6 号（第10条関係）（施工体制台帳確認事項） 施工体制台帳チェックリスト 1 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第 1 4 条の 2） <table> <tr> <th>確認事項</th><th>チェック</th></tr> <tr><td>(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>(2) 建設工事の名称、内容及び工期</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格</td><td></td></tr> <tr><td>(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期</td><td></td></tr> <tr><td>(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）</td><td></td></tr> <tr><td>(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）</td><td></td></tr> <tr><td>(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別</td><td></td></tr> <tr><td>(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格</td><td></td></tr> <tr><td>(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地</td><td></td></tr> </table>	確認事項	チェック	(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		(2) 建設工事の名称、内容及び工期		(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）		(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）		(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格		(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）		(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）		(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地	
確認事項	チェック																																																																
(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類																																																																	
(2) 建設工事の名称、内容及び工期																																																																	
(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地																																																																	
(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）																																																																	
(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別																																																																	
(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）																																																																	
(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格																																																																	
(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類																																																																	
(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期																																																																	
(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）																																																																	
(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）																																																																	
(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）																																																																	
(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別																																																																	
(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格																																																																	
(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地																																																																	
確認事項	チェック																																																																
(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類																																																																	
(2) 建設工事の名称、内容及び工期																																																																	
(3) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地																																																																	
(4) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）																																																																	
(5) 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別																																																																	
(6) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）																																																																	
(7) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格																																																																	
(8) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類																																																																	
(9) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期																																																																	
(10) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）																																																																	
(11) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）																																																																	
(12) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）																																																																	
(13) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別																																																																	
(14) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格																																																																	
(15) 1 次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地																																																																	

改正後	改正前																																																																								
2 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 2 項） <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th><th>チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）</td><td></td></tr> <tr> <td>下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 工事内容</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期</td><td></td></tr> <tr> <td>エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法</td><td></td></tr> <tr> <td>オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</td><td></td></tr> <tr> <td>ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期</td><td></td></tr> <tr> <td>サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法</td><td></td></tr> <tr> <td>シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容</td><td></td></tr> <tr> <td>ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</td><td></td></tr> <tr> <td>セ 契約に関する紛争の解決方法</td><td></td></tr> <tr> <td>ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	確認事項	チェック	(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）		下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか		ア 工事内容		イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）		ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期		エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法		オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期		サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容		ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		セ 契約に関する紛争の解決方法		ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）		2 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 2 項） <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th><th>チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）</td><td></td></tr> <tr> <td>下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 工事内容</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期</td><td></td></tr> <tr> <td>エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法</td><td></td></tr> <tr> <td>オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</td><td></td></tr> <tr> <td>ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</td><td></td></tr> <tr> <td>コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期</td><td></td></tr> <tr> <td>サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法</td><td></td></tr> <tr> <td>シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容</td><td></td></tr> <tr> <td>ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</td><td></td></tr> <tr> <td>セ 契約に関する紛争の解決方法</td><td></td></tr> <tr> <td>ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	確認事項	チェック	(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）		下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか		ア 工事内容		イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）		ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期		エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法		オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期		サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容		ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		セ 契約に関する紛争の解決方法		ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）	
確認事項	チェック																																																																								
(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）																																																																									
下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか																																																																									
ア 工事内容																																																																									
イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）																																																																									
ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期																																																																									
エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法																																																																									
オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め																																																																									
カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め																																																																									
キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更																																																																									
ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め																																																																									
ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め																																																																									
コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期																																																																									
サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法																																																																									
シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容																																																																									
ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金																																																																									
セ 契約に関する紛争の解決方法																																																																									
ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）																																																																									
確認事項	チェック																																																																								
(1) 2 次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については 2 次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）																																																																									
下請契約書に法第 1 9 条にある全ての事項が含まれているか																																																																									
ア 工事内容																																																																									
イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 1 0 条）																																																																									
ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期																																																																									
エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法																																																																									
オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め																																																																									
カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め																																																																									
キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更																																																																									
ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め																																																																									
ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め																																																																									
コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期																																																																									
サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法																																																																									
シ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容																																																																									
ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金																																																																									
セ 契約に関する紛争の解決方法																																																																									
ソ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱第 5 条）																																																																									

改正後	改正前																																																																				
<table border="1" data-bbox="143 252 1048 1252"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 252 958 276">確認事項</th><th data-bbox="958 252 1048 276">チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 292 958 316">(2) 全ての再下請通知書</td><td data-bbox="958 292 1048 316"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 331 958 371">再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。</td><td data-bbox="958 331 1048 371"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 387 958 427">ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号</td><td data-bbox="958 387 1048 427"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 435 958 483">イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称</td><td data-bbox="958 435 1048 483"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 491 958 539">ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類</td><td data-bbox="958 491 1048 539"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 555 958 579">エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について</td><td data-bbox="958 555 1048 579"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 595 958 643">工事の名称、内容、工期</td><td data-bbox="958 595 1048 643"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 651 958 691">請負契約を締結した年月日</td><td data-bbox="958 651 1048 691"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 699 958 778">下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）</td><td data-bbox="958 699 1048 778"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 786 958 858">再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）</td><td data-bbox="958 786 1048 858"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 866 958 906">再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か</td><td data-bbox="958 866 1048 906"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 914 958 962">再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格</td><td data-bbox="958 914 1048 962"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 970 958 1010">(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）</td><td data-bbox="958 970 1048 1010"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1018 958 1066">(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（住民税特別徴収税額通知書等の写し）</td><td data-bbox="958 1018 1048 1066"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1074 958 1137">(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し</td><td data-bbox="958 1074 1048 1137"></td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="174 1153 1048 1244"> 全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³（未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。） </td></tr> </tbody> </table>	確認事項	チェック	(2) 全ての再下請通知書		再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号		イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		工事の名称、内容、工期		請負契約を締結した年月日		下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か		再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）		(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（住民税特別徴収税額通知書等の写し）		(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し		全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³ （未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。）		<table border="1" data-bbox="1164 236 2078 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 236 1989 260">確認事項</th><th data-bbox="1989 236 2078 260">チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 276 1989 300">(2) 全ての再下請通知書</td><td data-bbox="1989 276 2078 300"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 316 1989 355">再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。</td><td data-bbox="1989 316 2078 355"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 371 1989 411">ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号</td><td data-bbox="1989 371 2078 411"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 419 1989 467">イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称</td><td data-bbox="1989 419 2078 467"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 475 1989 523">ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類</td><td data-bbox="1989 475 2078 523"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 539 1989 563">エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について</td><td data-bbox="1989 539 2078 563"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 579 1989 627">工事の名称、内容、工期</td><td data-bbox="1989 579 2078 627"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 635 1989 675">請負契約を締結した年月日</td><td data-bbox="1989 635 2078 675"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 683 1989 762">下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）</td><td data-bbox="1989 683 2078 762"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 770 1989 834">再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）</td><td data-bbox="1989 770 2078 834"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 842 1989 890">再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か</td><td data-bbox="1989 842 2078 890"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 898 1989 946">再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格</td><td data-bbox="1989 898 2078 946"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 954 1989 994">(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）</td><td data-bbox="1989 954 2078 994"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 1002 1989 1050">(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（<u>健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し</u>）</td><td data-bbox="1989 1002 2078 1050"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1196 1058 1989 1121">(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し</td><td data-bbox="1989 1058 2078 1121"></td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1196 1137 2078 1228"> 全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³（未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。） </td></tr> </tbody> </table>	確認事項	チェック	(2) 全ての再下請通知書		再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号		イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		工事の名称、内容、工期		請負契約を締結した年月日		下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か		再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）		(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（ <u>健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し</u> ）		(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し		全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³ （未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。）	
確認事項	チェック																																																																				
(2) 全ての再下請通知書																																																																					
再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。																																																																					
ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号																																																																					
イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称																																																																					
ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類																																																																					
エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について																																																																					
工事の名称、内容、工期																																																																					
請負契約を締結した年月日																																																																					
下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）																																																																					
再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）																																																																					
再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か																																																																					
再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格																																																																					
(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）																																																																					
(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（住民税特別徴収税額通知書等の写し）																																																																					
(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し																																																																					
全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³ （未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。）																																																																					
確認事項	チェック																																																																				
(2) 全ての再下請通知書																																																																					
再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。																																																																					
ア 下請負人の商号、名称、住所、許可番号																																																																					
イ 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称																																																																					
ウ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類																																																																					
エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について																																																																					
工事の名称、内容、工期																																																																					
請負契約を締結した年月日																																																																					
下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）																																																																					
再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）																																																																					
再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か																																																																					
再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格																																																																					
(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）																																																																					
(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（ <u>健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し</u> ）																																																																					
(5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し																																																																					
全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。 ³ （未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。）																																																																					